

奈良県代協が28年度定時総会を開催 2年連続で三冠を達成



総会の模様

奈良県 八木支店3階会議室で、代協(平尾武士会長)は6月10日午後1時半から橿原市の大和信用金庫

八木支店3階会議室で、平成28年度定時総会を開催した。まず、平尾会長が挨拶し、改正保険業法施行に「情報提供義務、意図把握義務、体制整備義務をしっかりと守り適正かつ確かな業務を行い顧客の意向にあつた保険を勧めたい。地域密着の代理店として資質の向上を図りピンチをチャンスに変えていただきたい」と述べた。さらに「2年連続で三冠王(会員拡大、国民年金基金、

損害保険大学課程コンサルティングコース受講)を達成しました。2年連続は全国で5つの代協だけです。また(専業代理店に対する)組織率は52・8%と50%を超えることができました」と取り組みの成果を話した。



松田氏

いて平成28年度事業計画・予算などについて審議され可決承認された。セミナーは二部で構成され、第一部は「改正保険業法と近畿の経済動向」をテーマに、財務省近畿財務局金融監督第三課上席調査官・松田卓也氏が講演した。



野元氏

改正保険業法について、まず、「販売形態の多様化や大型代理店の登場など保険会社では管理できない状況になり、新たな募集ルールが必要となり改正保険業法の施行と

第二部は「今後の環境変化を見通して代理店経営を考えると環境変化を革新と成長のチャンスに」をテーマに、日本代協専務理事・野元敏昭氏が講演。

なった」と改正に至る背景を述べた。今回の改正の大きなポイントとして、①保険募集の基本的ルールの創設(意向把握義務と情報提供義務の導入)を挙げた。意向把握義務では、①顧客ニーズの把握②当該ニーズに合った保険プランの具体化③顧客ニーズと提案プランの最終的な確認が求められる。情報提供義務では、①保険金の支払条件②保険期間、保険金額等③顧客に参考となるべき情報④取扱商品のうち比較可能な商品の一覧などが求められる。保険募集人の体制整備については「規模や特性に応じていろいろな体制整備の仕方がある。不備があった場合、適切な措置を講じてどのように改善を図ることができるのか。行政と代理店のみならずと対話していきたい」と今後の行政の立場を示唆した。

新しい保険募集ルール

の狙いは、募集プロセスを標準化しコンサルティング営業の定着を図るものとした。意向把握(確認)義務、情報提供義務ではお客様との対話をする仕組みを作ることが大切という。体制整備義務では「自分のところで何をどうこまめやれば自分の会社が適正に動くのかが重要で、それぞれの条件や状況に応じて体制整備をすればいい」と述べた。

少子高齢化や自動車の進化、保険会社の構造の変化など環境の変化を認識した上で、顧客対応力の強化、代理店の組織力、生産性の向上、リスクベ

ーネスを中心にした世帯・世代・法人単位での対応が望まれると締めくくった。